

sora かさい観光バスツアー助成金交付要綱

令和5年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の活性化に向けて加西市への集客を図り、かつツアー参加者の負担を軽減し、本市への滞在型観光客の誘致を促進するため、(一社)加西市観光協会(以下「協会」という。)が、加西市滞在型観光バスツアー助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成事業者)

第2条 助成金の交付決定を受けて助成事業を行う者(以下「助成事業者」という。)は次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 加西市への観光旅行を企画する旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づく登録旅行業者

(2) その他協会会長がみとめるもの

(交付要件)

第3条 助成金の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 1旅程あたり20人以上が参加する一般団体旅行及びツアー企画業者による募集商品

(2) 令和5年12月1日から令和6年3月31日までの間を出発日として催行される旅行。

(2) 1旅程において別表1 宿泊施設・助成金対象の飲食店に該当する施設等を利用する。

(3) 1旅程において別表2 観光施設等の内、sora かさい(①)へ立ち寄ること。

(4) 1旅程において別表2の観光施設等(2～21)の内を2ヶ所以上巡ること。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策を講じていること。

(6) 他の公的助成を受けていない旅行。ただし、令和5年度に限り、重複支給を認める。

(助成金の交付)

第4条 協会は、前条に規定する助成事業の実施に必要な経費の一部を助成することができる。ただし、同一の助成事業者にあつては、同一年度内に2回を超えて助成できないものとする。

2 第2条第2号に規定する団体が、代表者を変更した場合についても同一の助成事業者とみなし、前項のただし書きを適用するものとする。

(助成金の額等)

第5条 助成の対象となる経費及び助成金の額は、バス貸切額に充当し、30,000円を上限額とする。

2 他の助成と重複支給を認める場合、助成金額と他の補助金額の合算額は、補助対象経費を限度とする。この場合、証明する書類を提出すること。

3 前項の規定による助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの

とする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする助成事業者は、あらかじめ助成金交付申請書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

（助成金の交付決定）

第7条 会長は、前条に規定する助成金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは助成金の交付を決定し、助成金交付決定書（様式第2号）により助成事業者に通知するものとする。

（実績報告及び助成金の交付請求）

第8条 助成金の交付決定を受けた助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに助成事業実績報告書（様式第3号）、助成金請求書（様式第4号）及び参加者アンケートを会長に提出しなければならない。

（交付金額の確定及び交付）

第9条 会長は、前条に規定する助成金実績報告書を受理した場合はその内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 会長は、虚偽の申請又はその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取消することができる。この場合において、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 1

宿泊施設・助成金対象の飲食店

1	いこいの村はりま	2	青野運動公苑	3	ホテルルートイン 加西 北条の宿
4	大谷山荘	5	ゲストハウス HOJO MACHI HOSTEL		
6	「加西ふーど記」に掲載されている店舗 https://kanko-kasai.com/foodki/				

別表 2

観光施設等

①	sora かさい（鶴野飛行場跡）				
2	加西市観光ガイドによる案内			3	県立フラワーセンター
4	法華山一乗寺	5	五百羅漢	6	古法華石仏（浮彫三尊仏龕 開帳時のみ） ※水曜日のみ
7	北条鉄道	8	かさい愛菜館	9	丸山総合公園
10	北条の宿・住吉神社・ 酒見寺	11	古法華自然公園	12	加西アルプス （善防山・笠松山）
13	玉丘史跡公園	14	山伏峠	15	久学寺
16	普光寺	17	多聞寺	18	鎌倉山行者道
19	あびき湿原	20	東光寺		
21	北播磨定住自立圏（西脇市、加東市、多可町）に所在する観光を目的に訪問する施設				

※①は、第3条第3号に該当する。

※②～21は、第3条第4号に該当する観光施設等に該当する。

※別表2に掲載のない加西市内の観光地もしくは北播磨定住自立圏の観光施設については、助成金交付申請前に（一社）加西市観光協会まで必ずお問い合わせください。

一般社団法人 加西市観光協会

TEL 0790-49-8200 FAX 0790-49-8201